

定款例

医療法人**社団**〇〇**会** 定款

設 立 認 可	年	月	日
設 立 登 記	年	月	日
定款変更認可	年	月	日
定款変更認可	年	月	日
定款変更認可	年	月	日
定款変更認可	年	月	日

医療法人**社団〇〇会** 定款

第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 本社团は、持分の定めのない社团医療法人とし、名称を医療法人**社団**
〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 本社は、事務所を〇〇〇〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

*ビル診療の場合はビル名及び階数まで記入

*ビル診療の場合はビル名及び階数まで記入

*地番は登記上ではなく住居表示番号を記入

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。

(診療所の名称及び開設場所)

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

[illegible]

*ビル診療の場合はビル名及び階数まで記入

*地番は登記上ではなく住居表示番号を記入

第3章 社員

(入 社)

第5条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(資格喪失)

第6条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除 名

(2) 死亡

(3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(退 社)

第7条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第4章 資産及び会計

(資 産)

第8条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(基本財産)

第9条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) ○○○○
- (2) ○○○○
- (3) ○○○○

*基本財産を定款で設定する場合に記入

(管 理)

第10条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

(現 金)

第11条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

(予 算)

第12条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第13条 本団の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

*会計年度は自由に設定できる。

(決 算)

第14条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を北海道知事に届け出なければならない。

(剰 余 金)

第15条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役 員

(役 員)

第16条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 **3名以上5名以内** (うち理事長1名)

*理事が2名の場合は「2名」とする。

(2) 監事 1名

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本団が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の職務)

第18条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを北海道知事又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会 議

(会議の種類)

第20条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会

と臨時総会に分ける。

(開催の時期)

第21条 定時総会は、毎年2回、**3月**及び**12月**に開催する。

※本例では会計年度が1月から12月なので、3月は決算、12月は予算のための総会となる。

(会議の招集)

第22条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

- 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

(決議事項)

第23条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金の最高限度額の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

(定足数及び決議)

第24条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

(招 集)

第25条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

- 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することはできない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(議決権及び選挙権)

第26条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

(書面決議及び代理人)

第27条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(利害関係者の議決権)

第28条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

(議事細則)

第29条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

(解 散)

第31条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議とすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、北海道知事の認可を受けなければならない。

(清 算 人)

第32条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、北海道知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる業務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し
- (残余財産)

第33条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（民法第34条の規定により設立された法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であつて持分の定めのないもの
- (合併)

第34条 本団は、総社員の同意があるときは、北海道知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑 則

(公 告)

第35条 本団の公告は、官報によって行ふ。

(施行細則)

第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○

* 設立当初の役員は、役員に変更があつた場合であっても上記附則を変更又は削除することはできない。〔法第44条第4項〕